

2020年9月18日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』 1047 国土交通省海事局
船員政策課

「新規認定」船員労働災害防止優良事業者について

国土交通省では、船舶所有者などによる船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、一定の要件に該当する船舶所有者を評価する「船員労働災害防止優良事業者認定制度」を平成18年に創設しました。

▽令和2年度優良事業者の認定

本年度の船員災害防止モデル事業検討委員会にて、認定要件を満たした、1級で10事業者、2級で8事業者を新たに認定しました。

認定要件

- 1級……①2級の認定を受けている事業者②過去5年間継続して死亡および行方不明者がいない③船員法などの法令違反がない④災害・疾病が一定数以下
- 2級……①過去3年間継続して死亡および行方不明者がいない②船員法などの法令違反がない③災害・疾病が一定数以下

優良事業者に認定された事業者は、国交省などのホームページで公表。交付される「優良事業者ステッカー」を事業所・船舶に掲示、求人票に記載することで、優良事業者である旨、PRできます。

事業名	所在地
1級 (株)富士サルベージ 小針土建(株) 勇建設(株) フェニックスサイトシーイン グコーポレーション(株) 大阪タンカー(株) 向島マリーナー(株) 四国中央汽船(有) (株)神田船舶 (株)愛宕 八起丸海運(有)	北海道函館市 北海道標津郡 北海道札幌市 北海道札幌市 大阪府大阪市 広島県尾道市 愛媛県四国中央市 大分県津久見市 長崎県壱岐市 長崎県壱岐市
2級 石狩湾新港サービス(株) 秋田曳船(株) 栄喜建設(株) 幸栄丸水産(株) 三和興業(株) 東北海運産業(株) 小豆島豊島フェリー(株) 祐徳近海汽船(株)	北海道石狩市 秋田県秋田市 青森県八戸市 岩手県久慈市 秋田県男鹿市 宮城県石巻市 香川県小豆郡 福岡県大牟田市

また、新規に船員労働災害防止優良事業者に認定された1級および2級の各事業者は、3年間の認定期間が満了する際、引き続き認定要件を満たしていれば、更新申請を行うことで、認定期間が延長されます。なお、延長期間は1級は8年、2級は6年です。

引き続き認定を受けられるよう、船内において災害・疾病が発生しないように努力しましょう。

お問い合わせなどはこちらまで

国土交通省海事局 船員政策課労働環境対策室

TEL 03(5253)8652